

| | |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title | 万葉集巻五恋男子名古日譚三首 |
| Sub Title | Three poems from "Manyoshu" |
| Author | 佐藤, 信彦(Sato, Nobuhiko) |
| Publisher | 慶應義塾大学藝文学会 |
| Publication year | 1963 |
| Jtitle | 藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.14/15, (1963. 1) ,p.19- 32 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 西脇順三郎先生記念論文集 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00140001-0019 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

万葉集
卷五

恋男子名古日譚三首

佐藤彦

万葉集卷五は次の一群の歌で終っている。

恋男子名古日譚三首
短長一首

904 世人之 貴慕 七種之 宝毛 我波何為 和我中能 産礼出有 白玉之 吾子古日者 明星之 開朝者 敷多倍乃 登許能辺佐良受

立礼杼毛 居礼杼毛 登母尔戯礼 夕星乃 由布弊尔奈礼婆 伊射尔余登 手乎多豆佐波里 父母毛 表者奈佐我利 三枝之 中尔

乎称牟登 愛久 志我可多良倍婆 何時可毛 比等々奈理伊旦天 安志家口毛 与家久母見武登 大船乃 於毛比多能無尔 於毛波

奴尔 横風乃尔布敷可尔 覆来礼婆 世武須便乃 多杼伎乎之良尔 志路多倍乃 多須吉乎可氣 麻蘇鏡 且尔登利毛知且 天神

阿布芸許比乃美 地祇 布之巨額押 可加良受毛 可賀利毛 神乃末尔麻尔等 立阿射里 我例乞能米登 須臾毛 余家久波奈之尔

漸々 可多知都久保利 朝々 伊布許等夜美 靈剋 伊乃知多延奴礼 立乎杼利 足須里佐家婢 伏仰 武称宇知奈氣吉 手尔持流

安我古登婆之都 世間之道

反譚

905 和可家礼婆 道行之良士 末比波世武 之多敵乃使 於比呂登保良世

906 布施於吉互 吾波許比能武 阿射無加受 多太余率去互 阿麻治思良之米

右一首、作者未詳。但、以裁調之体似於山上之操、載此次焉。

これについて、「既存の歌群に、この長短歌三首を巻末に加え、かつ、左注を付して現在の巻五の形にしたのは大伴家持であろうという点では多くの論者が一致している」（日本文学古典大系 万葉集二、二七頁）といわれている。右のうち「既存の歌群にこの長短歌三首を巻末に加え」たことに就いては、確証があるわけではない。この巻末の一群は、老身重病経年辛苦、及思兒等調七首長一首 短六首の一群に続いている。そして両者の題詞が「調七首長一首 短六首」「調三首長二首 短二首」と同一形式になっていて、しかも、このような形式はこの二群にだけ見られる。この題詞の特殊な形式を共有する点から見て、この二群は同一の資料から巻五に採られたものと考えたい。然るに、多くの学者が「恋男子名古日」の一群だけを切り離して考えるのは、「老身重病云々」の一群が明らかに（沉痾自哀文 山上憶良作とある作者名はこの歌群にまでかゝると考えられる。）山上憶良の作であるに拘らず、九〇四以下の一群は、その左注に「作者未詳」とあるからである。而して、この巻末の左注は更に大きな問題を提示しているのである。即ち、左注の「右一首」は九〇六の短歌だけを指すのか、九〇四の長歌を指すのかという問題である。山田孝雄博士は前者を、沢瀉久孝博士は後者を代表している。

いま、この問題を検討するに先だって、同一形式の題詞を持っている「老身重病云々」の反歌の終りの部分を挙げてみる。

902 水沫なすもろき命も梯繩の千尋にもがと願ひ暮しつ

903 倭文手纏数にもあらぬ身にはあれど千年にもがと思ほゆるかも去神龜二年作之 但以類故更載於茲

天平五年六月丙申朔三日戊戌作

とあるから、長歌と五首の短歌（八九八—九〇二）は天平五年に作り、神龜二年作の短歌（九〇三）一首を加えて短歌を六首とし、題詞には「調七首長一首 短六首」と長短の総計七首、短のみの合計六首と、その数を明記しているのである。そして一番最後に「天平五年云」と制作年月日を書いているところを見ると、長歌及び反歌の制作は天平五年であって、これには例外が一つある。その例外は割注で示した通りであるということになる。神龜二年作の短歌（九〇三）をも反歌群を構成する一員として作者自らが認めていたことは明

らかである。(九〇三の割注は憶良の自記と見たい。もし、これが編纂者の注であるならば、編纂者がほしきままに反歌群を構成したことになる。行き過ぎも甚しい。また、九〇三を反歌の中に数えないというのであるならば、天平五年云々の制作年月日は九〇三の前に置かれなければならない。そして「去神亀二年作之云々」の割注は左注として九〇三の後に記さるべきである。なお、題詞の数字も変更されるべきである。) よって、これら一群の歌の資料が編纂者の手に置かれた時には既に題詞は現在のように書かれていたわけである。

右の事情を「恋男子名古日」の歌群に移して考えてみると、ここでも題詞は「——調三首長二首」となっていて、その題詞を持つ歌群が編纂者の手に与えられたと考えるべきである。その編纂者が左注を加えたとすれば、この題詞を承知の上で、長歌を指すのに「右一首」の表記を用いたとは考えられない。巻三の不尽山の歌の左注に「右一首」の表記があつて、これが長歌を指すのか、それとも左注の直ぐ前の短歌を指すのが巻五の巻末の「右一首」を如何に解釈するかの鍵とされているようである。それで、その題詞を挙げてみる。

詠不尽山歌一首并短調

となつてゐる。この「歌一首」を左注が「右一首」で受けたのだと推測することは、或いは可能かも知れない。然るに、巻五では「歌三首長二首」とあつて「歌一首」とはない。或いは「長一首」を受けたのだというかも知れないが、それはあり得ないことである。もし、それが許されるならば、長一首の作者は未詳、短二首の作者は明白、即ち、長歌の作者は未詳、その反歌の作者は明白ということに妙な結果になるからである。左注の「右一首」が長歌だけを受けることが不合理である故に、この「右一首」は二首の短歌をも併せて総合的に受けるのだという解釈もあるが、そのような場合には「右」一字で受けるか「右調」で受けるか、或いは「右三首」で受けるのが左注の常識である。(注1参照)

以上によつて沢瀉博士が代表される説には賛成し難いものがある。そして、その反対の立場、即ち、左注の「右一首」はその直ぐ前の短歌九〇六を指すものであるとすれば、「但、以裁調之体似山上之操、載此次焉」という注は、その前提として、長歌九〇四とその反歌九〇五が山上憶良の歌であることを要するわけである。故にこの左注の存在は作者名を欠く九〇四と九〇五が確実に憶良の作であ

ることを立証することになるのである。(註)

それならば、何故に九〇六の一首に限って「作者未詳」の左注が加えられたのであろうか。この問題を考える前に、左注に関連してまた別な問題が吉永登氏によって提出されているので、それを取上げてみたい。

吉永氏は、古日が憶良の子であれば歌風などで憶良の作だと「推定」するよりも憶良の作と「断定」することが出来るわけである。その「断定」をしようとしなかったのは、古日が憶良の子でなかったからであり、日本挽歌（七九四―七九九）や熊擬の歌（八八六―八九一）などと同じ種類の作であり、知人の死を悼んだ作だと推定されたのである。この吉永氏の推定が当たっているとすれば、左注の「右一首」は長歌（九〇四）を指しているとする説の傍証にもなるのである。というのは、「古日」という固有名詞は長歌の中に出て来るのであるから、その古日が他人の子であると推定させるような表現を持つ左注は長歌に関して加えられたものでなければならぬからである。この吉永氏の推定——古日は憶良の子ではない（A）、長歌（短歌を併せて）は憶良の代作挽歌（B）——は当を得たものであろうか。

万葉時代、その結婚生活の形態から推して、他人の幼児の名を確かに知っていたであらうか。寧ろ知らないのが普通ではないか。次に学界の通説に従って、この左注の筆者が大伴家持であるとすれば、万葉卷十八、四〇六五の左注には「右一首山上臣作。不審名。或云憶良大夫之男。但、其正名未詳也。」とあることに留意させられる。卷十八は家持の歌日記の一つである。その家持と憶良とは年齢の差が五十六年あったと推定される。特別な事情が無い限り家持が憶良の子を知らないのは当然である。況んや、幼くして死んだ者の幼名をやである。以上の理由から、左注の筆者にとっては、古日が憶良の子であるかどうかは未詳なのである。故に、このような未詳の事実を論拠として此の長歌の作者を憶良と「断定」することを左記の筆者が避けたとすれば、それは当然なことである。

また、別な観点からすれば、憶良が挽歌の代作をしたように、他の者が憶良のために代作をしたかも知れない、ということが考えられる。親に代って挽歌を作るということを念頭におけば、憶良・古日の関係が明らかに親子であった場合でも、単に親子の関係から挽歌の作者を「断定」することはできない。「歌の風調」その他によって「推定」すり道しか残されていないのである。

以上の二点から吉永氏の推定は崩れると考える。然し、吉永氏が提示された「代作」という問題はもう一度考えて見なければならぬ

いと思う。それは、この九〇四の長歌が明らかに憶良の作であるとすると立場をとろうと、また、憶良の作と推定する立場（沢瀉博士の立場）をとろうと、そのいずれにしる、この挽歌は他人の子のための代作であるかも知れないからである。憶良が「吾子古日」のために作ったか他人の子のために作ったか、換言すれば、古日は憶良の子か、他人の子かという問題は残るのである。

私は従来の説に従って、古日は憶良の子であると考える。長歌そのものを検討してみると、愛児が病気になったために「天神地祇にかゝらずも、かゝりも神のまにまにと、立ちあざり我乞ひ禱めど、しましくも快くはなしに」死んで仕舞ったと歌っている。このように神を無みする言辭を平気で喚き散らすのは、児を亡くした親でなければできぬことである。巻三の大伴宿禰三中将が文部菟麻呂のために作った挽歌に、やゝこれに似た表現はあるが、これ程神を怖れぬすまじさは無い。「手に持てる吾が児飛ばしつ」も亦親でなければ云い得ぬことで、知人の子を悼むのであるならば、も少し儀礼的になる筈である。

さて、何故に九〇六の一首に限って「作者未詳」の左注が加えられたか、という問題に戻る前に、もう一つ寄り道をしてみたい。即ち題詞について考えてみたい。九〇四の長歌は「可愛がっていた吾が子古日が急に病気になって、やがて死んで仕舞ったので、自分は狂乱状態になり、しっかり擲んでいたつもりの子を飛ばして仕舞った。これが人生か」と歌っているのだが、題詞は「恋男子名古日譚」となっている。この「恋」を普通の概念の思慕、恋慕、賞愛の意味に解すると長歌の内容と一致しない。折口信夫博士は相聞と挽歌の一致ということを説かれ、愛人の心を獲得する「魂乞ひ」も死者の靈魂を鎮める「魂乞ひ」も等しく「恋ひ」であると説かれたが、この古日の場合の「恋」は正に死者の魂乞ひと解すべき最適の例と考えられる。「吾が子飛ばしつ」そのアツというまに飛ばした吾が子古日の魂を取戻すことが、この長歌の趣旨目的なのである。だから題詞には「恋ふる譚」と明記したのである。勿論、前述のように長歌の中では、魂を取戻すことは少しも歌っていない。その反対の「飛ばして仕舞った」事実だけを歌っている。それで、長歌の云い漏した趣旨を反歌で補っているのである。巻五、八〇〇の長歌「令反感情譚一首弁序」の題詞の趣旨は長歌よりも八〇一の反歌「ひさかたの天路は遠しなほに家に帰りて業をしまさに」に表はされ、八〇四の長歌「哀世間難住譚一首弁序」の題詞の趣旨は矢張りその反歌「常磐なす斯くしもがもと思へども世の事なれば留みかねつ」に歌われている。九〇四の長歌の場合も亦同様で、

905 若ければ道行き知らじまひはせひしたべの使負ひて通らせ

という反歌は、吾が子古日の魂に安住の場所を与えてほしいという趣旨の歌である。勿論、906 布施おきてわれは乞ひのむあざむかず直におゆきて天路知らしめ

も、その趣旨は九〇五と同じで題詞の「恋ふる」と一致する。同一の趣旨であるのに、左注の筆者は九〇六の作者を一応疑って「作者未詳」としたのである。何故このように九〇六だけを疑ったのであろうか。(注₃)

森本治吉博士は万葉集総釈第三で次のように述べている。

長歌と最後の九〇六の短歌との間、思想的、には特に宗教的に、矛盾がある。長歌では天神地祇——それは日本の在来の神々である——に向つて祈り、短歌では仏教的な黄泉の使に占ひ禱つてゐる。長歌の祭祀のし方は日本風であり、短歌のそれは「布施」を捧ぐる仏教式である。これはもとより、憶良のうちに、日本式なるものと外来的なるものとの、混在してゐた事が、この特性が、この場合も姿を見せたもの、と見て良い。併し、と同時に、些か疑問もおこる。斯かる、純粹に激しく子の為祈る場合にも尚、二種の神を懸けるものであらうか?と。どうも最後の一首は、その前の長歌・短歌とは、違つた時に作られたの様に感ぜられる。

また、武田祐吉博士は万葉集全註釈で次のように述べている。

この歌は天に行かせよといふので、前の歌の、下辺の使負ひて通らせとは、思想に於いて矛盾があり、よし憶良の作としても、前の長歌の反歌ではあるまい。左註に従つて作者未詳とすべきである。

右のように昭和時代の万葉学者が疑つた理由と同じ理由で、左注の筆者も亦疑つたものと思ふ。このような疑問から、一応「作者未詳」とはしたものの、但し、歌の風調は憶良に似ているが故に、この歌(九〇六)をそのまま据え置くことにしたのである。(注₄参照)

思えば、この疑問は千年に亘るものなのである。これをどう解決したらよいであらうか。私は、嘗て、憶良その人から出て来た矛盾と考えた。森本博士の云われるように、内外二つのものの混在は、沈痾自哀文中の「禮拜三宝——敬重百神(謂敬拜天地諸神等也)」を挙げるまでもなく彼の特性であらうが、彼にあっては、もつと甚しい点があつたのである。憶良は外国の思想に接した場合、「釈慈之示教先開三帰五戒而化法界、周孔之垂訓前張三綱五教以濟邦國、故知引導雖二、得悟惟一也」(悲歎俗道仮合即離易去難留詩序)と述べているように、仏教も儒教も観念的に知識として蓄積するだけで深く理解することがない。そのために異質の思想・文化を無差別

無批判に受取っているのである。このことは又、日本式のもの、と、外来的のものとの關係についても云えるのであって、憶良は知識はあつても教智に欠けた洋行帰りの一人であつた。明治以後、口を開けば、ソクラテス、キリスト、釈迦、孔子、親鸞、道元を喋々する所謂インテリなるものが存在したが、憶良は万葉時代の「インテリ」であつた。その憶良が突然、吾が子古日の死に遭遇して、吾が子が地下に隠れるのか、天上に昇るのが、そのイメージを明瞭に描くことすらできず、神様にも仏様にも祈る有様は、一大事に直面して自らの空虚を暴露する「インテリ」の悲劇として私の胸を強く打つたのである。この長短歌併せて三首の歌は、その作者が予想もしなかつた「あはれ」を表出したのであつた。

然し、考え直してみれば、如何にあわれな「インテリ」とはいえ、吾が子の死に直面しては「インテリ」以前の人間的悲歎が噴出す筈ではないか。「斯かる純粹に激しく子の為に祈る場合にも尚、二種の神を懸けるものであらうか？」という森本博士の疑問は傾聴されなければならない。この疑問に対する一つの解答として、「九〇六」の一首はその制作の時期が他の二首即ち長歌（九〇四）短歌（九〇五）とは違うのではないかという説が出て来る。然し、それならば老身重病経年辛苦及思兒等謂七首長一首 短六首の最後の短歌（九〇三）の下に割注「去神龜二年作之、但、以類故更載於茲」が加えられているように、「九〇六」の下にも制作年月の異なる旨の注があつて然るべきであらう。古日の歌の題詞と老身重病の歌の題詞とはその形式を同じくすることから推しても、このことが考えられるのである。もう一度繰返していえば、もしも制作時期が異なるのであるならば、「九〇三」の前例に倣つて、その旨を注すればよい、「作者未詳」と注すべきではないのである。「作者未詳、但し、憶良らしいと推定する。但し、憶良の他の時期の制作」という論理は余りに持つて廻つた考え方である。

九〇四の長歌は古日の病氣とその死を述べ、その間、父親がどんなに取乱して祈つたかという事実を歌うだけで、挽歌の趣旨は寧ろ反歌二首に於いて述べられていることは、題詞の検討のところでも述べた通りである。それならば、挽歌の趣旨という点から二首の反歌が相互に矛盾しないということを説明することが可能であらうか。

「若ければ道行き知らし」といわれる古日の年齢は幾歳であらうか。長歌に父母の間に川の字なりに寝ることが歌われているから、三四歳から大きくとも七八歳までと想像される。「緑子之若子」（万葉卷十六、三七九）、「若子乃葡萄多毛登保里」（万葉卷三、四五八）、

の用例から推せば、「年三緑児」（正倉院文書）と「若子」は同じように使われているから、三歳以下の乳幼児を「わかし」と形容したことになる。古事記安康天皇の条の目弱王は七歳であるが、それを「少王」と云っている。正倉院文書には「年四小子」とある。日本書紀齋明四年冬十月には、八歳の建王を「阿餓倭柯积古」と云っている。してみると、四歳から七八歳までを「わかし」と形容していることがわかる。長歌九〇四に依る古日の年齢推定と略一致する。源氏物語に於いて、光源氏は十二歳で元服したが、元服以前、新しく入内した義母藤壺を「若き御心地にいとあはれと思ひ聞え給」うたとある。この箇所河内本では「をさなき御心地」となっている。中世になって、今若、乙若、牛若等が童児の名として用いられ、児延年の「若音」が少年期を表わしていることを思えば、「わかし」の年齢は現代よりもずっと低かったといえる。然し、同じ万葉集にも「稻春けばかざる吾が手を今宵もか殿の和久胡が取りて喚かむ」（三四五九）「美都賀野に鈴が音聞ゆ上志太の殿の和久胡し鷹狩すらしも」（三四三八の或本歌）という若子の使い方があって、既に思春期に達している。

人間以外の形容として「わかし」はどのように使われていたか。

788 浦若見 花咲き難き梅を植えて人のこと繁み思ひそわがする（巻四）

786 春の雨はいや頻降るに梅の花いまだ咲かなくいと若美かも（巻四）

これは「若いので花が咲かない」即ち、開花の樹齢に達していないことを「わかし」としている例である。

792 春雨を待つとにしあらし吾が屋戸の若木の梅もいまだふふめり（巻四）

1423 去年の春いこじて植ゑしわが屋外の若樹梅者 花咲きにけり（巻八）

開花寸前の梅、又は、初花をつける梅を「若木」といつている。以上によって、花が咲く、即ち、成熟するまでが「わかし」と形容されるのである。植物から人間へ移って行けば、

小里なる花橘を引きよちて折らむとすれど宇良和可美許曾（巻十四、譬喩歌）

はねかづら今する妹を浦若三いざいざ川の音のさやけさ（巻七）

262711123574 はねかづら今する妹が浦若見笑みみいかりみ着けし紐解く（巻十一）

という例がある。巢林子のいわゆる「おぼこき」の故に、これらの歌が生きて来る。梅の歌と同じく初めて女として開花する寸前を示している。前掲の「殿の若子」はお屋敷の若様であつて、折口信夫博士は「元服期間にある者で、古代貴族子弟の青年時代の称呼」と定義されている。近世の若者制度は社会的に経済的に種々の様相を持っているので、若者の定義は仲々容易でないが、若者を考えるに当つて結婚ということが一つの大きな目安になっていることは確かである。万葉の「殿の若子」も亦、未婚者であることが重要な条件と考えられる。(妻帯者が下婢の手を取るのでは歌にも民謡にもならない)。私は、この「和久胡」の場合も未婚即ち未成熟と解しておきたい。

以上によつて考えれば、「わかし」は年齢には関係がないのである。古事記冒頭の「國稚如浮脂」は最もよき用語例と云える。古事記伝は次のように解説している。「稚は、和訶久と訓べし——中略——和訶志とは、凡て物の未成りとははざるを云て、書紀などに幼字をも訓み、中昔の物語書などにも、人の幼稚きを云ること多く、万葉に三日月を若月とも書き(月の形のいまだ満とゝのはざる意を以て、若てふ字をば書るなり)。推古紀には肝稚と云ことも見えたり。(又物の壯り美麗き方に云こともあり。美称に若某と云類なり。此は未成とのはぬを云とは、甚く異なる如くなれども、本は一ツ意なり。)」と。

「わかし」が未成・未成熟の意であると考えて古日の長歌に戻ってみると。

何時しかも比等々奈理伊三天 悪しけくも善けくも見むと 大船の思ひ憑むに

という句が出て来る。「早く人と成り出でて、善くも悪くも一人前になつて呉れば、それでよい。成人の姿が見たいとたのみかけていた」という、どの親も心ひそかに念願する衷情が歌われている。この「人と成り出で」即ち成人ということ民俗学的に考えてみると次のような場合がある。

「浦下り」「お水に下りる」と云われるのは、男子七歳に達すると、褌きをしたり、精進生活の最後に鎮守に参詣することなのである。「御注連入り」「七つ児参り」と称する地方もある。この「七つ子」の祝いは「たてあげ」(男子七歳になると、初節句以来の職を一切仕末して、これ以後は職を立てない)という形をとることもある。「七つ前は神のうち」という諺もあつて、七歳で幼年期を終つて「人間」となるのである。「八歳子あらため」「八歳子しらべ」というのは八歳になると帳につけて氏子入りすることであつて、

それまでは人別に数えないのである。「八つ葉月」といわれるのは、八歳の八月に神詣でをすること、この参詣が済むと一人前として認められるのである。このような八歳の子供を「八つ子のはん」とか「八つ大人」と呼んでいる。八歳で幼年期を終つて少年期に入り、子供組に参加する資格が与えられる。(勿論これには例外がある。)その次の「人となり出で」は、この少年期を終つて、成年式・成女式を済ませ、若者組・娘組に入り、結婚の資格や祭祀に参加する資格を獲得して結婚生活に入る時期である。

九〇四の長歌で「人と成りいでて」と希望しているのは右の二つのうちのいずれであろうか。麻疹・疱瘡等子供の流行病の恐怖を古代に溯つて考えるならば、幼児を持つ親にとって、元服・結婚等という一人前は遠い将来のことであつて、彼等が切実に願うことは、危険な幼年期を無事に終ることである。「八つ大人」に早くなくて貰いたいことである。憶良も亦こういう親の一人であつたと考えたい。この切実な願いに反して古日は死んだ。「若ければ道行き知らじ」と歌つたその「若ければ」は「幼いから」の意味ではなくして、「成人してないから」「人間に成つてないから」という意味である。

未成人——人間として認められていないものは、死んでも人間扱いは受けられなかつた。普通の人間、即ち、大人とは別の場所に葬られた。「子墓」「子墓所」「わらべ墓」(沖繩、六歳以下)「子三昧」(兵庫県加古川市、十五歳以下)等の名称が古風をとどめている。愛知県設楽地方では早産の子の形あるものは踏臼の踏木の端の下とて、或いは母屋の軒の雨だれの下などに埋められたという。常に圧力を加えておかないと、小さきものの靈魂は安住の場所が与えられぬまゝに游離して仕方がないと考えたからである。

万葉時代に於いても未成人の死に際して、このような習俗があつたであろうか。

齋明紀四年五月、皇孫建の王八歳にして薨りたまひき。今城の谷の上に殯を起てて収めまつりき。天皇、本皇孫の順にして器有ることを以ちて、重みしたまへり。かれ、哀しみに忍びずして、傷み慟きたまふこと極めて甚だしく、群臣に詔して「万歳千秋の後には、要ず朕が陵に合せ葬めよ」と曰りたまひき。

これは八歳にして薨じた建王は今城(今木)の谷(注5)に作られた殯に収められたが、その墓は普通の大人の場合のようにには建造されない。それに忍びないから、将来、天皇自身の陵に合葬せよと仰せられたと解すべきではなからうか。天皇はこの詔に続いて射ゆししを、認ぐ川辺の若草の若くありきと、吾が思はなくに

の他二首の歌を唱し給い、その後も時々それを繰返されたという。

何故、建王が「若くあつたと思わない」と歌われたのであろうか。「私は建王が未成人とは考えない。成人として手厚く葬ってやりたい」と解すべきであらう。

憶良の反歌「若ければ道行き知らじ」に戻るならば、「古日は幼齡だから、あの世への道がわかるまい」と単純に想像したのではなく、「古日は成人以前で、未だ人間の知慧は持っていない。だから、どこへ行ってよいのか途方にくれている」という意味で、その根柢には「未成人は大人のように葬られない。その靈魂はどこへ行つてよいのか収る場所がわからない」という考え方があつた。四国の祖谷山では、四・五歳以下の子供の葬式を「地藏わたり」という。この地藏は賽の河原の地藏菩薩につながつてゐる。仏教が何ら関与しない賽の河原を日本の庶民——子を失つた父母は作りあげ、その河原で亡き吾が子を守護して呉れるものとして地藏様を仏教から借りて来た。吾が子の靈魂が安住の場所を獲ないのを、そういう仕来たりだからといつて、そのまゝ諦めてゐる父も母もいなかったわけである。六道能化の地藏菩薩に縋ろうとしたのは当然な親心といふべきであらう。憶良が

906 布施おきて我は乞ひ禱む 欺かず 直に 率行きて天路知らしめ

と歌つたのは、その前の歌に対して矛盾してゐるのではない。吾が子の靈魂が未成人なるが故に遊離浮動して、おちつくところを与えられない、という残酷な掟に直面しては、これを救つて呉れるものが万一あるというならば、神であろうと仏であろうと、それに縋りつくのが親の衷情である。然も、縋りつくためには手段を選ばない。「まひはせむ」「布施おきて」と最も陋劣なる交換条件を露骨に持出しているのは是非もないことで、「懺悔にまさる功德やはある」などと高級なことは云つてゐられないのである。九〇五と九〇六と、この二つの歌は表面的に見れば、信仰の混濁、思想の矛盾がある。然し、その裏面に立ち入つて見れば、そこには死屍に対する民族の敵しい仕来たり——掟が存在し、それに対する親の反抗——至情があるのだ。藁をも把まんとする願ひがあるのだ。ここでは憶良は「インテリ」でもなく、官吏でもない、一個のあわれな親として、支離滅裂のまゝに叫んでいたのである。「神様であれ、仏様であれ、吾が子古日の靈魂に安住の場所を与えてやつて呉れ」これが父親の歌う挽歌の趣旨なのである。

左注の筆者が、もし、大伴家持であるならば、家持には、この惑える親心がわからなかつた。「作者未詳」は「作者之感情未詳」だ

つたのである。

注1 卷二。一三八は長歌、一三九は反歌一首。題詞は「或本歌一首并短歌」。その左注は「右、歌賦雖同句々相替。因此重載。」

卷三。三七九は長歌、「三八〇」は反調。題詞は「大伴坂上郎女祭神調一首并短調」。その左注は「右歌者以天平五年冬十一月。供祭大伴氏神之時。聊作此調。故曰祭神歌」

卷十八。四〇八九は長歌、四〇九〇、四〇九一、四〇九二は短歌。題詞は「独居樵裏。遥聞鶯公鳥喧作歌一首并短調」。その左注は「右四首、十日、大伴家持作之。」

注2 なお、蛇足を加えるならば、卷十三。三三四五の左注に「但或云、此短歌者防人之妻所也。然則应知長歌亦此同作焉。」とあるのを見れば、「長歌」「短歌」という表記を用いて、両者が混同されるのを警戒していることがわかる。左注は慎重に表現されていると知るべきである。

九〇四と九〇五が確実に憶良作ならば、何故にこの二首は作者名を欠くのであろうか。沈痾自哀文の題の下に山上憶良作という記名があり、この記名が八九七の長歌から九〇三の短歌にまで及ぶと考えられている。それ故に、八九七—九〇三の歌群は作者の名を欠くにも拘らず憶良の作というように受取られているのである。然るに、八九七の題詞と九〇四（恋古日歌）の題詞とは、その表現形式が同一であるから、この二群は同一資料に依ると推定される。即ち、九〇四は沈痾自哀文と同一資料に依るもので、もしも軽卒に取扱うならば、沈痾自哀文の題の下の山上憶良作は、八九七群を通り越して九〇四にまで及ぶものと受取られかねないのである。

注3 「右一首作者未詳」が九〇四（九〇五、九〇六を含めて）を指している場合でも、九〇五と九〇六のそれぞれの内容が矛盾している点は考えてみなければならぬ問題である。

注4 一般に左注の「載此次」には次の四つのケースが考えられる。

A類 事情は納得しかねるが、資料のままに載せる。この場合は資料の「旧本」「古記」を挙げている。

卷一。一五、

右一首歌今案不似反歌也。但、旧本以此歌載於反歌。故今猶載此次。

卷一。一九、

右一首歌今案不似和歌。但、旧本載于此次。故以猶載焉。

卷九。一七一、

……或記姓氏記名字、或傳名号、不傳姓氏。然依古記便以次。載凡如此類下皆放焉。

B類 その歌がその場所にあるのは不合理であるが、問答の歌として、或いは、同一作者の同一時の作品として、一つに纏まった形で資料となっているから、削除することなしに資料のままに載せる。

卷十。春相聞。問答。一九二六（問）。一九二七（答）。

右一首、不有春調而猶以和故載於茲次。

卷十。秋相聞。問答。二二〇七（問）。二二〇八（答）。

右一首、不類秋調而以和載之也。

卷七。譬喻歌。一三七五。

右一首者、不有譬喻調類也。但、闇夜歌人所心之故並作此調。因以此歌載於此次。（闇夜歌人とは一三七四の作者なり）

C類 類歌の故を以て編纂者の裁量で載せる。この場合は、既存のものに他の資料から類歌を得て加えたり、題詞にまで加筆するような極度の自由が認められる。

卷三。三一九。詠不尽山歌一首并短歌の題詞の次に長歌があり、次に反歌とあつて三二〇、三二一の二首が並ぶ。

右一首、高橋連虫磨之歌中出焉。以類載此。

卷六。九二三。車持朝臣千年作調一首并短調として、長歌、反歌一首があり、その次に或本反調曰として、九一五、九一六が並ぶ。

右、年月不審。但、以調類載於此次焉。

卷六。九二三の歌群、九二六の歌群の次に、

右、不審先後。但、以便故載於此次。

卷六。九五四。

右、作歌之年不審也。但、以歌類便載此次。

卷六。九一七。神龜元年甲子冬十月五日、幸千紀伊國時、山部宿禰赤人作調一首并短調の題詞のもとに長歌あり、次に反調二首として九一八、九一九。

右、年月不記。但、傳從駕玉津嶋也。因今檢注行幸年月以載之焉。

D類 卷一。二六。

右、句々相換。因此重載焉。

卷十一。二六三四。

右一首、上見柿本朝臣人麿之歌中也。但、句々相換故載於茲。

卷五は卷六のように編纂者の裁量が極度に自由で、題詞にまで筆を加えるようなことは無かったと考えられる。それは卷五の題詞の形式が不統一なことから推定できる。九〇六の左注が、もし、「右、作者未詳」または「右三首、作者未詳」とあるのならば、八九七の「思兒等」と九〇四の「恋男子名古日」を同類と見て、前述C類に属す「左注」と考えることができる。そうすれば、九〇四—九〇六の歌群を「或本」または別の歌集から入手して既存の歌群に追加して卷五を終ったと考えることも可能となる。然し、左注には「右一首」と記してある。A類

注5

に属す左注かといえ、旧本、古記等の資料を挙げていない点から、否というべきである。次にB類はどうであらうか。反歌として九〇五、九〇六が一と纏めになったたいてるので、どのような不合理な点があっても削除するわけには行かぬし、又、風調から見ても同一作者の作品と思われるから、資料のままにしておく、と解することができる。この左注はB類に属すものと思う。

雄略紀によれば、安康天皇を弑した眉輪王（紀は幼年とし、記は七歳とする）は燔死され（記は刺殺とする）、新漢槻木南丘に葬られた。新漢は今来で、大和国吉野郡大淀町の今木である。幼年にして非業の死を遂げたものであることが注意される。